

弁理士の守秘義務について

【弁理士には守秘義務がありますので安心してご依頼下さい】

弁理士は、特に秘密保持契約等を結ばなくとも、法律上、守秘義務を負っています。

弁理士法には、以下のように、秘密を守る義務が規定され（弁理士法30条等）、この規定に違反した場合の罰則についても規定されています（弁理士法80条1項）。

●**弁理士法第30条**（秘密を守る義務）

弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

●**弁理士法第77条**（弁理士の使用人等の秘密を守る義務）

弁理士若しくは特許業務法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第4条から第6条の2までの業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

●**弁理士法第80条**（罰則）

第16条の5第1項、第30条又は第77条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

つまり、弁理士は、業務上知り得た秘密を守らなければならないと法律で義務づけられているということです。これを守秘義務と言います。

ですから、依頼者から業務上知り得た秘密を漏らした場合は、原則として、この規程に違反することになります。

もしもこの規定を破った場合、弁理士業務の停止処分を受けることもあります。また、守秘義務に違反した場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合もあります。

このように依頼者の秘密が守られるように、様々な措置が法律上も講ぜられておりますので、安心してご依頼頂ければと思います。

東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

ダイヤモンドビル2階

小川特許商標事務所

所長 弁理士 小川 眞一